# 令和８年度

# 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

# 実　施　要　綱

## ◎　実施期間等

令和８年４月１日（水）～令和９年３月３１日（水）

重点期間～７・８月、１１月

## ◎　スローガン

大人が変われば子どもも変わる

## ◎　主　　催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

山形県青少年育成県民会議

## ◎　共　　催

| | |
|---|---|
| 【行政機関】<br>○各市町村<br>○各市町村教育委員会<br>【学校関係】<br>○山形県市町村教育委員会協議会<br>○山形県連合小学校長会<br>○山形県中学校長会<br>○山形県高等学校長会<br>○山形県特別支援学校長会<br>○山形県私立中学高等学校協会<br>○（一社）山形県専修学校各種学校協会<br>○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会<br>○山形県保育協議会<br>○山形県社会教育連絡協議会 | 【学校関係】<br>○山形県ＰＴＡ連合会<br>○山形県高等学校ＰＴＡ連合会<br>○山形県私立中学高等学校ＰＴＡ連合会<br>○山形県特別支援学校ＰＴＡ連合会<br>【青少年健全育成関係】<br>○各地区・地方青少年育成連絡協議会<br>○各青少年育成市町村民会議<br>○各市町村青少年育成推進員連絡協議会<br>○山形県青少年育成アドバイザー協議会<br>○山形県子ども会育成連合会<br>○（特非）みらい子育てネット山形<br>○山形県児童館等連絡協議会<br>○（公社）山形県防犯協会連合会<br>○山形県少年補導員連絡会 |

| | |
|---|---|
| 【青少年健全育成関係】<br>○国際ソロプチミスト山形<br>○山形県スポーツ少年団<br>○ボーイスカウト山形県連盟<br>○ガールスカウト山形県連盟<br>【関係団体等】<br>○（福）山形県社会福祉協議会<br>○各市町村社会福祉協議会<br>○山形県民生委員児童委員協議会<br>○山形県婦人連盟<br>○（一社）山形県老人クラブ連合会<br>○山形県保護司会連合会<br>○山形経済同友会<br>○山形県商工会議所連合会<br>○山形県商工会連合会<br>○山形県小売酒販組合連合会<br>○山形県たばこ販売協同組合<br>○山形県書店商業組合<br>○（一社）山形県経営者協会<br>○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会<br>○（一社）山形県ｅスポーツ協会 | 【関係団体等】<br>○山形県警友会連合会<br>○山形県ＢＢＳ連盟<br>○山形県更生保護女性連盟<br>○ライオンズクラブ国際協会332－Ｅ地区<br>○山形県金融機関防犯対策協議会<br>○山形県中小企業団体中央会<br>○山形県工業会<br>○山形県高速道路交通安全協議会<br>○山形県高速道路等防犯連絡会<br>○（一社）山形県安全運転管理者協会<br>○（一財）山形県交通安全協会<br>○山形県交通安全母の会連合会<br>○（株）山形新聞社<br>○山形放送（株）<br>○（株）山形テレビ<br>○（株）テレビユー山形<br>○（株）さくらんぼテレビジョン<br>○（株）エフエム山形<br>○（株）荘内日報社<br>○（株）ダイバーシティメディア<br>○ＮＣＶ（株）ニューメディア<br>○鶴岡市ケーブルテレビジョン |

## 第１　趣　　旨

今日、こどもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、社会性の低下や家庭・地域社会における教育力の弱まりが懸念される中、いじめ問題、ＳＮＳ等利用によるトラブルや犯罪被害、児童虐待などこどもが関係する事件が後を絶ちません。

次代を担うこどもたちが事件や事故に遭うことなく、笑顔を絶やさず心身ともに健やかに成長するためには、家庭教育の充実と地域社会の教育力向上が不可欠であり、こどもたちの目線に立った安全かつ健全な社会環境づくりを整えるとともに、地域社会全体でこどもたちを見守り育てる体制を築く必要があります。

「こどもは社会を映す鏡」であり、こどもの問題は大人社会の問題を反映しています。大人一人ひとりが、自身の姿がこどもたちの目にどう映るかを自覚し、社会のモラルやルールを守ってこどもたちの良き手本となることが重要です。

令和８年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、県民一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

## 第２　運動の推進方法等

本運動の重点期間は７・８月、１１月とします。

７・８月は青少年の被害・非行防止全国強調月間、〝明るいやまがた〟夏の安全県民運動及び学校の休業期間における健全育成活動、１１月は秋のこどもまんなか月間との連動等により運動の盛り上がりが図られるようにします。

各地区・地方青少年育成連絡協議会（以下「地区協議会」という。）及び各青少年育成市町村民会議等（以下「市町村民会議」という。）を推進機関とし、推進機関はそれぞれ総合支庁管内全域、市町村全域で調整を図り、組織的な一斉活動日を設ける等、本運動が地域住民に広く認知され、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動も盛り込み、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

### １　推進体制の確立

推進機関は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年健全育成関係団体等との連携のもと、運動推進のための会議（率先実践者※１や協力団体※２を含む）を早期に開催し、概ね次の内容を確認・決定するなどして地域における「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進体制を確立します。

※１率先実践者
- 各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等を構成する者
- 青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館等連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、ＰＴＡ関係者、防犯協会関係者、少年補導員等関係者

※２協力団体
- 企業、町内会（自治会）、商店街組合等各種団体の運動参加団体

（１）運動内容（本要綱第３）の確認
（２）率先実践者と協力団体の確認及び推進責任者の決定
（３）前年度の推進体制と活動内容、改善点の確認
（４）率先実践者のうち、学校区単位での活動が困難な団体の活動方法・内容の確認
（５）率先実践者の日常活動の確認
（６）率先実践者らが共同して行う活動の実施日時・場所・内容・責任者の設定及び参加者の確認
（７）他の健全育成活動と日常活動以外の活動の全体スケジュールの確認及び一斉活動日の設定
（８）率先実践者又は協力団体における独自の取組みの確認及び推奨
（９）率先実践者以外の地域住民（各世帯）及び企業等各種団体への周知、参加要請方法

の確認
（10）運動期間中における運動の普及状況や効果等を踏まえた推進体制見直し時期等の設定

## ２　実施計画の策定

推進機関は、それぞれの地域又は組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図ります。

なお、地区協議会は、地区全体の運動がより効果的に展開されるよう、市町村民会議の協力を得ながら、全体スケジュール、地区内の一斉活動日、有害環境の点検日等の調整を重点的に行い、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を策定するものとします。

## ３　率先実践者による運動の展開

推進機関は、市町村、教育関係機関、警察署と連携して、率先実践者に対して、日常活動の取組みと実施計画に基づく具体的な実践活動への参加、協力を依頼します。

率先実践者は、小学校区及び中学校区（以下「学校区」という。）を基本として、本要綱第３の１～３の運動を率先して実践するとともに、地域住民への参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

また、企業、町内会（自治会)、商店街組合等各種団体の運動への参加を推進し、参加した協力団体が率先実践者になるよう働きかけていきます。

## ４　広報活動の推進

推進機関は、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかけます。

## ５　留意事項

（１）活動中、不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払うとともに、グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。また、特に夏は熱中症等にならないよう体調や気象状況にも留意してください。
（２）地域のこどもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
（３）本要綱第３の３の運動については関係業者や県民の任意協力により実施するもので、法令に基づく立入調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

# 第３　運動の内容

## １　あいさつ・見守り運動　～こどもを家庭・地域で育てよう！～

| |
|---|
| ①　オアシス運動（**お**はよう、**あ**りがとう、**し**つれいします、**す**みません）を行う |
| ②　コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等） |
| ③　見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、励ます、注意指導する等） |

【実践例】

- 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- 毎月第３日曜日の「家庭の日」には、家族とのコミュニケーションの時間を設け、積極的に家族のふれあいの機会を作ります。また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけ、地域住民とこどもたちの交流を促進します。
- 家庭や地域で、常にこどもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合い信頼関係を築きます。
- 登下校時の見守り活動、あいさつ運動に参加する際は、こどもたちの表情や態度に気を配ります。
- 青少年育成推進員やＰＴＡ関係者等の率先実践者を中心に、通学路やこどもたちの集ま

りやすい場所（たまり場）等で行います。

## ２　モラル・マナーの向上運動　～ 大人がこどもの手本となろう！ ～

| |
|---|
| ①　ごみ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る<br>②　交通ルール・マナーを守る（交通安全ありがとう運動の実践、歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）<br>③　公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン等デジタル機器利用のマナー、身だしなみ等） |

【実践例】

- 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。
- 親として、大人として、地域社会の一員として、こどもたちに社会の基本的なモラル・公共の場のマナーを示し、実践して手本となるよう努めます。
- 交通ルールの遵守と、歩行者は車に横断の意思表示をしっかり行うなどの正しい交通マナーをこどもたちに示します。
- 青少年育成推進員やＰＴＡ関係者等の率先実践者を中心に街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。

## ３　こどもを事故や犯罪等から守る運動　～こどもの安全を地域全体で見守ろう！～

| |
|---|
| ①　地域の公園・広場・通学路等、事故につながる危険箇所やこどもたちの集まりやすい場所（たまり場）となりうる場所等を点検し、安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕<br>②　こどもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・ＤＶＤ等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める<br>③　20歳未満の者への酒類・タバコの販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける<br>④　インターネット、ＳＮＳ、オンラインゲーム等がもたらす不健全な交友のリスクや、投稿が恒久的に残る「デジタルタトゥー」の危険性を周知するなど、適切なメディア利用ルールの徹底を図る<br>⑤　違法薬物に関する正しい知識と、「ＮＯ」と言える勇気を育むための啓発活動を進める<br>⑥　青少年※を深夜（午後11時から午前４時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける<br>⑦　万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する<br><br>※青少年：18歳未満の者 |

【実践例】

- 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも気を配るとともに、不審者情報やこどもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた１１０ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、こどもたちを事故や犯罪等から守ります。
- 市町村民会議の計画に基づき、青少年育成推進員等の率先実践者を中心に、総合支庁や警察等関係機関と連携して、図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）を巡回し、有害図書類の陳列、販売状況や青少年に不適切な掲示物（風俗広告ビラ等）を点検・撤去します。また、撤去を行う場合は、事前に市町村民会議から総合支庁青少

年行政主管課へ相談します。
- こどもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。**“イカのおすし”**（「知らない人について**いか**ない」「他人の車に**の**らない」「**お**お声で叫ぶ」「**す**ぐに逃げる」「何かあったらすぐ**し**らせる」）及び緊急避難場所（こども110番連絡所）を周知します。
- 薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用防止の運動を推進します。
- 大人もインターネットやＳＮＳ等利用の危険性や、適切な利用方法、フィルタリングの必要性を理解し、こどもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、こどもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
- 店舗等での啓発活動を実施し、こどもの万引きの未然防止に努めます。

## 第４　実施計画、実施結果の報告

### １　実施計画の報告

（１）市町村民会議は、策定した実施計画について、別紙実施計画書を作成し、令和８年６月19日（金）までに地区協議会へ提出します。

（２）地区協議会は、策定した広域的な活動に関わる具体的な実施計画について、別紙実施計画書を作成し、市町村民会議の実施計画書とともに令和８年６月26日（金）までに山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課へ提出します。

### ２　実施結果の報告

（１）市町村民会議は、運動の実施結果について、別紙実施報告書を作成し、令和９年４月末までに地区協議会へ提出します。

（２）地区協議会は、運動の実施結果について、別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和９年５月末までに山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課へ提出します。

別紙

## 令和８年度　県民運動実施計画（報告）書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 活動の名称 | 実施場所 | 実施日時 | 主催者(団体)<br>及び参加者数 | 実 施 内 容 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

※“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動に関する活動については、備考欄にその旨記載する。

（実施結果報告時）今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。